

第7期川崎市子どもの権利委員会からの  
「子どもからみた子どもの権利条例の検証と  
おとなの子どもへの関わり方（答申）」  
の提言に対する措置

2023（令和5）年10月

川 崎 市

本書は、第7期川崎市子どもの権利委員会による「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方（答申）」に対して、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき講じた措置又は講じようとしている措置について公表するものです。

#### 【参考】川崎市子どもの権利に関する条例（抜粋）

##### 第7章 子どもの権利の保障状況の検証（権利委員会）

**第38条** 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

##### （検証）

**第39条** 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

##### （答申に対する措置等）

**第40条** 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

#### 【措置の公表までの流れ】

令和元年12月26日 市長から「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」諮問

令和4年 6月17日 上記諮問に対して、市長へ答申  
以降、答申内容について、庁内において情報共有

令和5年10月 令和4年度における答申の提言に対する措置を取りまとめ、公表

## 目 次

提言 1 に対する措置	1
提言 2 に対する措置	4
提言 3 に対する措置	6
提言 4 に対する措置	8
提言 5 に対する措置	10
[参考資料] 第7期川崎市子どもの権利委員会への諮問（写）	12

本書中の「条例」又は「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

## 提言 1 に対する措置

### 子どもの参加・意見表明の機会・実情を再確認しつつ、より積極的な支援策を

#### [提言内容]

- (1) 子どもに関わることを決める際は、できるかぎり、当事者である子どもの意見が反映できるように努めること。特に、学校における子どもの参加・意見表明の機会については、おとな・職員が感じている以上に、より丁寧な対応を行うこと。
- (2) 子どもが自ら参加し、意見表明できるために、子どもに対するトレーニングを行うとともに、子どもの声をおとなが聴くトレーニングを行うこと。
- (3) あらゆる場面で、子どもの参加・意見表明を促進するために、子どもの参加・意見表明の必要性を市民に広く伝えること。また、特に学校・行政組織においては、子どもの参加・意見表明を有効的に実施するための実施ガイド(マニュアル)を整備すること。

- (1) 子どもに関わることを決める際は、できるかぎり、当事者である子どもの意見が反映できるように努めること。特に、学校における子どもの参加・意見表明の機会については、おとな・職員が感じている以上に、より丁寧な対応を行うこと。

●子どもの意見の反映に関して、2年目教員研修、希望者研修、教育課程研究会を実施し、学級会の行い方を説明しました。また、自分の意見を表明するための議題箱の設置と、意見を活用できるよう資料を作成したり、議題箱を活用した児童生徒の意見表明があった例を紹介したりして、各学級における学級会の充実への支援を行いました。令和5年度は、初任者を対象とした授業力向上研修において、学級会の行い方を説明します。また、自分の意見を表明するための議題箱の設置と活用できるよう資料を作成し、配布することで初任者の学級も児童生徒が意見表明できるよう支援を行います。〔教育委員会事務局 カリキュラムセンター〕

●川崎市子ども会議では、市政について、より幅広い子どもの声をしっかり受け止められるように、令和4年度から従来の取組を拡充し、1日だけでも会議に参加できる機会を取り入れるなど様々な取組を推進し改善を図っています。〔教育委員会事務局 地域教育推進課〕

●子ども夢パークでは子どもによる意見反映検討の場の支援として、下記の事業をはじめとして、子ども自身が意見について検討し反映していく場を支援しました。

#### 1) スタジオ会 (スタジオプロジェクト)

サタデーナイトスタジオ (SNS) と称して、音楽イベント開催に向けて話し合いを行いました。

#### 2) 横丁楽しくしよう会 (「こどもゆめ横丁 (※1)」実行委員会) や横丁会議に子どもたちの声を集約し、値段の上限や区画などを決めていきました。

今後も子どもによる意見反映検討の場を支援しながら、運営に反映していきます。〔こども未来局 青少年支援室〕

●こども文化センター・わくわくプラザでは、次期指定管理者の募集に際して、指定管理仕様書に定期的に子ども運営会議を開催し、施設の運営等について子どもが意見を表明する機会を保障し、自主的及び自発的な参加の促進とその意見の事業への反映を図ることを記載しました。

〔こども未来局 青少年支援室〕

(2) 子どもが自ら参加し、意見表明できるために、子どもに対するトレーニングを行うとともに、子どもの声をおとなが聴くトレーニングを行うこと。

●子どもたちが意見を伝えられるよう「CAPプログラム(※2)」27校に加えて令和4年度より「性の多様性プログラム」8校において参加型ワークショップを行いました。

また、大人ワークショップ、教職員研修等を通じて、参加者が子どもの話を聴くことは人権を尊重することであると理解し、話の聴き方などを学ぶ機会をつくりました。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

●川崎市子どもの権利に関する条例第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施しています。学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めています。

令和4年度からは、研修先の状況に合わせて工夫した研修内容にするなど工夫しています。今後は、研修を依頼されることを待つだけでなく、事業の広報をするなど、積極的に事業を推進していきます。また、大人向けだけでなく、子ども向けの学習にも対応し、様々な場面で「子どもの権利」の視点を取り入れてもらえるよう取り組みます。〔こども未来局 青少年支援室〕

(3) あらゆる場面で、子どもの参加・意見表明を促進するために、子どもの参加・意見表明の必要性を市民に広く伝えること。また、特に学校・行政組織においては、子どもの参加・意見表明を有効的に実施するための実施ガイド(マニュアル)を整備すること。

●18歳未満の子ども・若者の声も大切な市民の意見であることから、市内在住・在学等の幅広い子どもたちが、川崎市に対して想っていることや感じていることを把握するしくみを構築し、市政運営の参考意見とするとともに、子どもと市長をつなぐ架け橋をつくり、自分たちの声が尊重されていることを実感できる機会とするため、令和4年12月から、「子ども・若者の“声”募集箱」を試行実施し、より多くの意見が寄せられるよう、市ホームページや学校を通じた広報を行いました。試行実施期間の状況を踏まえて運用やホームページを改善し、令和5年9月から本格実施したところです。今後につきましても、引き続き適宜改善していきます。〔こども未来局 企画課〕

●豊かな人間関係づくりを目指す「かわさき共生\*共育プログラム(※3)」では、自分の意思をもつ体験や、はっきりとした意思の伝え方など自己主張の手法などを身に付けられるエクササイズを掲載した「エクササイズ集」を各学校に配布しています。また、教職員に対して、「子どもの権利に関する条例」から考える「あなたの大切だと思う権利はどれ？」のエクササイズを紹介するなど、子どもたちのもつ人権への理解を深める取組を行いました。

今後も、教職員・児童生徒ともに自分や他者の人権尊重の理解につながる取組の充実や子どもたち一人一人の把握に努め、子どもの意見を受け止める意識の醸成に向けた学校支援を継続し、子どもの権利の保障につなげていきたいと考えています。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

(※1) 夢パーク内に子どもたちが多くの模擬店等を出店するイベント。企画・運営や設営等を子どもが中心となって実施する。

- (※2) 子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム
  
- (※3) 平成22年度から市立小・中・高・特別支援等学校で実施されている「社会性」を育むためのプログラム。

## 提言2に対する措置

### 地域の「居場所」の充実等子ども・子育て支援の推進と情報の共有促進を

#### [提言内容]

- (1) 家庭や学校以外に、子ども自身が「居場所」と感じることでできる空間の必要性を広く伝えていくこと。
- (2) 地域における「子どもの居場所」を充実させるために、サポート(資金面、ソフト面)を充実するとともに、行政内部の関係部署との連携強化を図ること。
- (3) 地域における「子どもの居場所」に取り組む人・事業者の連携・協働を促進すること。

- (1) 家庭や学校以外に、子ども自身が「居場所」と感じることでできる空間の必要性を広く伝えていくこと。

●学校以外の学びの場として、市内6か所に「ゆうゆう広場」を設置しています。市内在住もしくは市内に在籍校がある小中学生の中で、学校に行けない、もしくは行きにくい子どもが、勉強をしたり、さまざまな体験をする中で、自分の良さに気づいたり、新しい良さを発見したりしています。子どもたちの意見を参考にしながら、ゆうゆう広場がもっと良い施設になるように、検討を進めていきます。[教育委員会事務局 教育相談センター]

●川崎市子ども夢パーク内の「フリースペースえん」において、学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくりを行いました。特に令和4年度においては映画やテレビ番組を通じて、夢パークの取り組みが広く周知され、こどもの「居場所」の重要性を伝えることができました。今後も子ども自身が「居場所」と感じることでできる空間の必要性を広く伝えていきます。[こども未来局 青少年支援室]

●こども文化センターの次期指定管理者の募集に際して、指定管理仕様書に遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供、子どもが意見を述べる場の提供、配慮を必要とする子どもへの対応など、児童館の機能・役割を具体化する活動の実施について明記しました。[こども未来局 青少年支援室]

- (2) 地域における「子どもの居場所」を充実させるために、サポート(資金面、ソフト面)を充実するとともに、行政内部の関係部署との連携強化を図ること。

●令和5年度も地域子ども・子育て活動支援助成事業を継続実施し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進める20団体に交付決定しました。今後も、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」の推進のため、事業の継続実施に取り組みます。[こども未来局 青少年支援室]

●子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト・海洋少年団の4団体で構成されている青少年育成連盟に対し補助金を交付しました。また、当室から行政関係各方面へのリーフレットの配架協力等を行うとともに、育成連盟から「二十歳を祝うつどい」へのボランティア活動協力等、相互に連携

を図っています。今後も青少年健全育成の推進のため、青少年育成連盟への補助金を交付するとともに、連携を密に図ります。〔こども未来局 青少年支援室〕

●川崎市子ども夢パーク内の「フリースペースえん」において、学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくりを行いました。その中で学校や児童相談所等との関係機関と適切に情報共有を行うことで、必要な支援を行うための体制を整えています。〔こども未来局 青少年支援室〕

### (3) 地域における「子どもの居場所」に取り組む人・事業者の連携・協働を促進すること。

●地域教育会議では、代表者会議や交流会などの全市の地域教育会議が情報共有する機会を用意するなど、連携や協働につながるような支援を行っています。〔教育委員会事務局 地域教育推進課〕

●地域の寺子屋事業では、情報交換会や寺子屋推進フォーラム等の場を通じて、寺子屋に携わる地域人材や事業者の連携・協働を促進しています。〔教育委員会事務局 地域教育推進課〕

●「こどもの外遊び」を推進するため、「多摩区こどもの外遊び交流委員会」を組織し、活動団体の支援やイベント実施、遊び場を運営する担い手の育成等に取り組んでいます。令和4年度は年10回の委員会開催、年4回のイベント実施、「こどもの外遊び」啓発リーフレット6,000部の作成・配布等を行いました。〔多摩区役所 地域ケア推進課〕

●地域住民が主体となって実施する宮前区冒険遊び場について、活動団体相互の交流と情報交換を推進するため、活動団体で構成する宮前区冒険遊び場ネットワークを立ち上げ、定期的な会議を行っています。会議等で決定した内容を踏まえ、活動への理解・参加促進、新たな担い手発掘等を目的とした、シンポジウムの開催や出張冒険遊び場などの普及啓発活動を行ってまいります。〔宮前区役所 地域ケア推進課〕

●学習支援・居場所づくり事業では、各区役所と受託事業者で実施する連絡会や職員向けの教室見学会の機会を活用して、利用者の課題等についての情報共有や意見交換をしています。また、受託事業者間で支援における好事例や課題等を共有するための意見交換会等の実施を検討してまいります。〔健康福祉局 生活保護・自立支援室、こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室〕



## 提言3に対する措置

### 広報や権利の学びを含め相談・救済のいっそう利用しやすくする取組の拡充を

#### 〔提言内容〕

- (1) 相談担当者に親近感をもってもらうこと。
- (2) 相談日程を増やし、テキストベースの相談を増やす等の相談機会の更なる拡充を行うこと。
- (3) 周囲が頼られることを受容するとともに、子どもも自発的に相談ができるよう多方面への取り組みを行うこと。

#### (1) 相談担当者に親近感をもってもらうこと。

●人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知するために、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をする「人権オンブズパーソン子ども教室」を、毎年、小学校、中学校、児童養護施設等で実施し、相談担当者の顔が見えるよう取り組んでいます。令和4年度は小学校7校(26クラス、802人)、中学校4校(41クラス、1,164人)及び、児童養護施設3施設(55人)で実施し、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。

また、「人権オンブズパーソン子ども相談カード」を市内の小・中学校の全児童・生徒に配布しています。また、「啓発チラシ」を市内の保育所・幼稚園園児等の保護者にも学校を通して配布しています。〔市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当〕

#### (2) 相談日程を増やし、テキストベースの相談を増やす等の相談機会の更なる拡充を行うこと。

●小学校及び特別支援学校を担当する学校巡回カウンセラーを令和4年度より7名から15名に増員し、令和5年度からは市立学校すべての校種で、スクールカウンセラーの定期配置を始めるなど、学校内の相談支援体制の充実を図っています。また、学校外の支援としては、一般的な電話相談の他、メールでの相談も受け付けています。

今後も、子どもたちに寄り添った相談支援ができるよう、より良い支援体制について検討していきます。〔教育委員会事務局 総合教育センター〕

●スクールソーシャルワーカーを計画的に拡充し、令和3年度の8名から令和5年度には12名となりました。また、学校からの依頼による派遣に加えて、学校への定期的な巡回を行うことで、相談機会の拡充を図りました。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

●令和5年度に市公式ホームページが改修されるので、それに併せてこどもページを改修することとし、シティプロモーション推進室と調整を行っています。子どもの意見を踏まえながらページ作成を行い、ページ全体の見やすさや相談先へのアクセスのしやすさを意識しながら引き続き取り組んでいきます。〔こども未来局 青少年支援室〕

#### (3) 周囲が頼られることを受容するとともに、子どもも自発的に相談ができるよう多方面への取り組みを行うこと。

●子どもの権利に関する条例に基づき、学習、いじめ、性に関わることなどさまざまな悩みについて、子どもが安心して気軽に相談することができる機関を記載した「相談カード」を、市立小・中・高・特別支援学校に在籍する児童生徒等に配布しました。引き続き、相談カードを配布する目的や配布にあたっての留意事項等を必要に応じて更新しながら分かりやすくまとめ、学校に周知してまいります。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

●「かわさき共生＊共育プログラム」において、新たに「SOS の出し方・受け止め方教育」のエクササイズを作成し、小・中・高・特別支援学校全ての校種の児童生徒を対象に「SOS の出し方・受け止め方教育」を実施し、児童生徒の援助希求的態度の促進を図りました。従来の「かわさき共生＊共育プログラム」標準6時間に「SOS の出し方・受け止め教育」1時間を加えて実施します。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

●川崎市子どもの権利に関する条例第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施しています。学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めています。

令和4年度からは、研修先の状況に合わせて工夫した研修内容にするなど工夫しています。学校や子どもに関わる施設だけではなく、地域の大人にも子どもの権利についての知識を広め、子どもたちがより身近に相談できる環境作りに取り組んでいます。〔こども未来局 青少年支援室〕

## 提言4に対する措置

### 子どもの権利条例を学ぶことと生かすことを一体化した、実践的な子どもの権利学習と広報活動を展開すること

#### [提言内容]

- (1) 子どもの権利は子どもにとって最も身近なものであるから、条例に基づくおとなの関わりや環境づくりを推進し、子どもが日々の生活経験をとおして権利を実感できるようにすること。
- (2) そのために、おとなは子どもの権利内容と実践方法を学ぶ必要がある。学校や施設の教職員に対する実践的な研修活動を強化し、市民を対象とした広報活動や学習の機会を拡充すること。
- (3) 学校における子どもの権利学習を教育課程に位置付けることによって、子どもの権利学習を全ての学校において最優先に行うこと。条例を子どもの生活に根づかせるために、児童生徒が条例を身近に感じる啓発資料により、さらに周知を図ること。

- (1) 子どもの権利は子どもにとって最も身近なものであるから、条例に基づくおとなの関わりや環境づくりを推進し、子どもが日々の生活経験をとおして権利を実感できるようにすること。

●「子どもの権利学習資料」の「こんなことあるよね」から、自分の経験を振り返り「子どもの権利」が保障されているか、保障されていない場合、どのようなことができるのか考える機会を授業の中で設けられるようにしました。また、好事例となる授業案をまとめ、GIGA 端末情報共有サイトで掲載し教職員の参考にできるようにしました。令和5年度より、子どもの権利学習派遣事業「授業プログラム」を試行的に実施し、専門家等から子どもの権利学習の進め方を学ぶ機会にします。  
〔教育委員会事務局 教育政策室〕

●11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校の全児童生徒に143,950部一斉配布しました。市内全小学校114校の新1年生向け学校説明会の際に16,085部配布しました。

また、条例パンフレットを、市内小学校・中学校・高等学校の全職員及び保育園、子育て関連施設に14,186部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。

令和5年度からは市制100周年記念事業として「うんこドリル」と連携した取組みを開始し、子どもたちが権利をより身近に感じながら学べる啓発資料を作成・配布することで、より一層の広報・啓発に取り組んでいきます。〔こども未来局 青少年支援室〕

●子ども夢パークでは子どもが日々の体験から権利を実感できるよう以下のような子ども自らが参加でき意見反映がされるような仕組みづくりを意識して行いました。

#### 1) スタジオ会 (スタジオプロジェクト)

サタデーナイトスタジオ (SNS) と称して、音楽イベント開催に向けて話し合いを行いました。

#### 2) 横丁楽しくしよう会 (「こどもゆめ横丁 (※1)」実行委員会) や横丁会議に子どもたちの声を集約し、値段の上限や区画などを決めていきました。

今後も子どもによる意見反映検討の場の支援しながら、子どもが日々の体験から権利を実感

できるよう運営に反映していきます。〔こども未来局 青少年支援室〕

●こども文化センター・わくわくプラザでは、次期指定管理者の募集に際して、指定管理仕様書に定期的に子ども運営会議を開催し、施設の運営等について子どもが意見を表明する機会を保障し、自主的及び自発的な参加の促進とその意見の事業への反映を図ることを記載することで、日常的に権利を実感できるようにしました。〔こども未来局 青少年支援室〕

**(2) そのために、おとなは子どもの権利内容と実践方法を学ぶ必要がある。学校や施設の教職員に対する実践的な研修活動を強化し、市民を対象とした広報活動や学習の機会を拡充すること。**

●令和4年度はPTA人権研修会80名、学校用務員等人権研修会160名に加えて、令和4年度より教職員希望研修33名、市民向けワークショップ（オンライン・対面計2回）約65名の計5回の子どもの権利内容と実践方法を学ぶ機会を設け、広報活動を行いました。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

●川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施しています。学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めています。令和4年度からは、研修先の状況に合わせて工夫した研修内容にするなど工夫しています。

子どもの権利条例を学び生かすために、育ち学ぶ施設への研修を教育委員会と検討していきます。また、市民を対象とした子どもの権利の広報に加え、研修や勉強会で「子どもの権利」を取り入れてもらえるよう、積極的に事業を広報していきます。〔こども未来局 青少年支援室〕

**(3) 学校における子どもの権利学習を教育課程に位置付けることによって、子どもの権利学習を全ての学校において最優先に行うこと。条例を子どもの生活に根づかせるために、児童生徒が条例を身近に感じる啓発資料により、さらに周知を図ること。**

●豊かな人間関係づくりを目指す「かわさき共生\*共育プログラム」において、「子どもの権利に関する条例」から考える「あなたの大切だと思う権利はどれ？」等の人権プログラムを掲載した「エクササイズ集」を各校へ配布しています。各学校では児童生徒の実態に応じ、年間7時間を標準としてエクササイズを実施しております。

引き続き、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利学習につながるエクササイズの周知を図り、児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援していきたいと考えています。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

●11月20日の「かわさき子どもの権利の日」周辺に設定している「川崎子どもの権利に関する週間」において、権利学習に取り組んでいただけるよう教育課程編成届説明会、各研修会等で伝達しました。また、令和3年より、スライド資料や動画などで「子どもの権利」を紹介する啓発資料を作成し、GIGA 端末情報共有サイトに掲載し周知を図りました。〔教育委員会事務局 教育政策室〕

## 提言5に対する措置

条例の根拠に遡り、条例の根拠を明示して、各部局・各現場の職員が職務遂行すること

### 【提言内容】

- (1) 市の施策が、条例が定めている「一人一人の子どもを支援すること」に繋がっているか、日常的な遡りを行うこと。
- (2) 市の施策遂行の根拠として、常時条例の具体的条項をあえて示すこと。
- (3) 市職員（教育・福祉・医療含む。）が、子ども、親等、施設関係者、市民活動団体等に関わるときに、条例が定める子どもの「7つの権利」を示して、関わる（支援）理由と具体的内容を説明すること。

- (1) 市の施策が、条例が定めている「一人一人の子どもを支援すること」に繋がっているか、日常的な遡りを行うこと。

●川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施しています。学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めています。令和4年度からは、研修先の状況に合わせて工夫した研修内容にするなど工夫しています。各事業を所管する部署に、その事業ごとに子どもの権利を意識してもらえよう、その内容に沿った研修等を行えるよう取り組んでいます。

また、子どもの権利に関する行動計画を策定し、計画に位置付けられた事業の進捗管理を通じて所管部署が子どもの権利を意識して事業を実施することにつなげています。〔こども未来局 青少年支援室〕

- (2) 市の施策遂行の根拠として、常時条例の具体的条項をあえて示すこと。

●第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画において各推進施策に該当条文を示すことで施策と条例が紐づいていることを示しています。また、毎年行っている行動計画に対する進捗状況報告では書式に該当する条文を記載することで、各所管課において条例を意識しながら施策が遂行できるよう促しています。〔こども未来局 青少年支援室〕

- (3) 市職員（教育・福祉・医療含む。）が、子ども、親等、施設関係者、市民活動団体等に関わるときに、条例が定める子どもの「7つの権利」を示して、関わる（支援）理由と具体的内容を説明すること。

●川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施しています。

また、学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めています。令和4年度からは、研修先の状況に

合わせて工夫した研修内容にするなど工夫しています。第2章の7つの権利を用いて、研修先の状況に合わせた、子どもの権利に関する研修等を取り入れるよう取り組んでいきます。〔こども未来局 青少年支援室〕

## [参考資料]

(写)

31川こ青第552号

令和元年12月26日

第7期川崎市子どもの権利委員会

委員長 佐々木 光明 様

川崎市長 福田 紀彦



子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について（諮問）

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

### 諮問事項

子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方

### 諮問の理由

川崎市子どもの権利条例は、子どももおとなも子どもの権利の考え方を共有するために、子どもとともに平成12（2000）年につくられたものです。

その理念は、子どもは一人の人間であり、子どもとおとなは社会を構成するパートナーであるとの認識に立ち、おとなはしっかりと子どもに向き合い、寄り添うことを求めています。

社会経済状況の変化等に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、平成28年5月には児童福祉法が改正され、子どもの権利条約の趣旨が反映されました。

条例制定から20年の節目を迎えるにあたり、子どもの実生活のなかで条例がどのように子どもと関わっているのか、子どものためにどう生かされているのかを、子ども自身の立場から検証するとともに、おとな自身が条例の理念を踏まえてどのように子どもと関わるのかを、改めて検証する必要があります。

（こども未来局青少年支援室 雨宮・成田担当）

電話 044-200-2344

FAX 044-200-3931

Eメール 45sien@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第7期川崎市子どもの権利委員会からの  
「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方（答申）」

の提言に対する措置

2023（令和5）年10月

川崎市こども未来局青少年支援室（子どもの権利担当）

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931